

2 人権意識と差別意識を測る尺度づくり

最初に、人権意識や差別意識を測る尺度を構成することにします。

(1) 人権意識を測る

問2は、市民の人権意識の程度を測るために用意された項目群です。主要な個別の人権問題12項目それぞれについて、「問題あり」と回答した場合は人権意識が高く、「問題なし」と回答した場合は人権意識が低いと想定されます。

ただ、これら12項目のいずれが市民の人権意識の程度を測定する上で妥当で有効な項目であるかという判断がつかず、また、12項目を個別に分析に用いることは集計が煩雑になるだけで明確な知見が得られるかどうか疑問です。そこで、これら12項目を組み合わせ、人権意識を測る尺度を作成することにします。

尺度を作成するために、因子分析※という多変量解析の方法を用いることにします。

問1を例にとれば、人権意識に関する12項目の中に潜む、複数の項目に共通する因子を見つけるといえるものです。因子分析によって、複数の項目に共通する因子（問2では第1因子～第3因子）と、それぞれの因子に強く反応する項目群が確定されたら、それらの項目群に対する回答をもとに尺度を作成することになります。

※多変量解析の一種で、データを要約するために用いる手法であり、変数間の相関関係から潜在的ないくつかの共通する因子を抽出し、データ（変数群）を潜在因子に分解する方法です。

表 2-1-1 主要な個別の人権問題に関する基本的な意識の状況 因子分析結果

いろいろな人権問題に関する考え方	第1因子	第2因子	第3因子
問2.3外国人であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否すること	0.770	-0.046	0.164
問2.4障がい者であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否すること	0.698	-0.027	0.207
問2.1ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ること	0.568	0.019	0.179
問2.2結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと	0.530	0.168	0.072
問2.7景気の悪化などを理由に、まず外国人労働者から解雇すること	0.455	0.123	0.249
問2.12教師が子どもの指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること	0.051	0.874	0.172
問2.11保護者が子どものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること	0.110	0.772	0.065
問2.6犯罪被害者やその家族の氏名や住所を、本人の了解なしに報道すること	0.149	0.066	0.545
問2.10親の世話や介護は、女性の役割だと考えること	0.188	0.101	0.433
寄与率	21.8	15.8	7.6
累積寄与率	21.8	37.6	45.2
クロンバックの信頼性係数 α	0.762	0.817	0.417
因子解釈	排除問題意識	体罰問題意識	人権軽視問題意識

因子抽出法：主因子法 回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

12項目について、因子分析の手法としてオーソドックスな「主因子法」を用いて「バリマックス回転」を行い、「因子負荷量」が経験上の目安として0.4未満しか示さない、因子への反応の弱い項目や、一義性に欠ける（複数の因子に強く反応する）項目を省きながら因子分析をやり直しました。表2-1-1が、最終的に得られた結果です。

第1因子は、「外国人であることを理由にマンションなど住宅の入居を拒否すること」、「障がい者であることを理由にマンションなど住宅の入居を拒否すること」、「ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ること」、「結婚する際に興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと」、「景気の悪化などを理由にまず外国人労働者から解雇すること」という5項目が高い因子負荷量を示しています。このことから、「排除問

題意識」因子と解釈することができます。

第2因子は、「教師が子どもの指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること」、「保護者が子どものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること」の2項目が高い因子負荷量を示しています。そこで、「**体罰問題意識**」因子と名付けることにします。

第3因子は、「犯罪被害者やその家族の氏名や住所を本人の了解なしに報道すること」、「親の世話や介護は女性の役割だと考えること」の2項目が比較的高い因子負荷量を示しています。ただ、これら2項目に共通する潜在的意味を考えることは難しく、暫定的に「**人権軽視問題意識**」因子と名付けることにします。

次に、各因子に強く反応している項目を用いて尺度を作ることができるかどうかを確かめる必要があります。具体的には、各因子に反応している項目が「一次元上にある」かどうか（尺度を作成するに当たって、測定に用いる各項目が同じ特性を有していると判断できるかどうか）を確かめるために、「クロンバックの信頼性係数」*を求めます。「一次元上にある」ほど値は1に近づくことになります。

*クロンバックの信頼性係数：アンケート調査などで、対象とする領域のある特性を測定するために複数の質問項目への回答の合計値（特に尺度得点と呼ばれる）を使う場合、尺度に含まれる個々の質問項目が内的一貫性を持つかどうかを判定するために用いられる測定方法の一種。

第1因子に係る5項目については0.762、第2因子に係る2項目については0.817となりました。これらは、おおよその目安である0.7以上であることから、尺度を作成することに問題ないと判断できます。

しかし、第3因子に係る2項目については0.417であり、数値が低いことから、尺度化を見合わせることにします。「犯罪被害者やその家族の氏名や住所を本人の了解なしに報道すること」はプライバシー侵害を問題とする意識であり、「親の世話や介護は女性の役割だと考えること」はジェンダーを問題とする意識ではありますが、それぞれ1項目では尺度として用いるには十分とはいえません。今後の同様の調査では、これらの人権問題についても測定できるように、質問項目の検討が必要であることを記しておきます。

「排除問題意識」と「体罰問題意識」について尺度を作成する上で、それぞれの因子に反応する項目に対する回答について、「問題あり」4点、「どちらかといえば問題あり」3点、「どちらかといえば問題なし」2点、「問題なし」1点と点数化します。第1因子では5項目に対する回答の平均値を求め、「排除問題意識」度と捉えることにします。平均値が高いほど社会的排除を問題とする意識が高いということになります。平均値3.1、標準偏差0.6です。同様に、第2因子は「体罰問題意識」度と捉えることにします。平均値が高いほど体罰を問題とする意識が高いということになります。平均値2.4、標準偏差0.9です。

2つの人権意識を比べると、市民の「排除問題意識」は結構高いといえますが、「体罰問題意識」はそれほど高くないことがわかります。言い換えれば、体罰を問題と思っている人が多くないということです。

詳細な分析に先立ち、回答者の基本的属性と「排除問題意識」および「体罰問題意識」との関連をみておきます。

表 2-1-2 性別と人権意識

性別		排除問題意識度	体罰問題意識度
男性	平均値	3.0	2.2
	度数	283	287
	標準偏差	0.7	0.9
女性	平均値	3.1	2.6
	度数	366	375
	標準偏差	0.6	0.9
全体	平均値	3.1	2.4
	度数	649	662
	標準偏差	0.6	0.9
F検定結果		p=.025 *	P=.000 ***

表 2-1-3 年齢と人権意識

年齢		排除問題意識度	体罰問題意識度
20歳代	平均値	3.2	2.5
	度数	69	70
	標準偏差	0.6	1.0
30歳代	平均値	3.1	2.5
	度数	136	136
	標準偏差	0.6	0.9
40歳代	平均値	3.1	2.4
	度数	102	103
	標準偏差	0.6	0.9
50歳代	平均値	3.1	2.4
	度数	99	101
	標準偏差	0.6	0.9
60歳代	平均値	3.0	2.4
	度数	126	130
	標準偏差	0.7	0.9
70歳代以上	平均値	2.9	2.4
	度数	117	122
	標準偏差	0.7	0.9
全体	平均値	3.1	2.4
	度数	649	662
	標準偏差	0.6	0.9
F検定結果		P=.040 *	—

表 2-1-4 学歴と人権意識

学歴		排除問題意識度	体罰問題意識度
中学校	平均値	2.9	2.3
	度数	92	93
	標準偏差	0.7	0.9
高等学校	平均値	3.0	2.4
	度数	266	272
	標準偏差	0.7	0.9
短大・高等専門学校	平均値	3.2	2.5
	度数	145	148
	標準偏差	0.6	0.9
大学、大学院	平均値	3.1	2.4
	度数	143	143
	標準偏差	0.6	0.9
全体	平均値	3.1	2.4
	度数	646	656
	標準偏差	0.6	0.9
F検定結果		P=.005 **	—

表 2-1-5 職業と人権意識

職業		排除問題意識度	体罰問題意識度
自営業	平均値	2.9	2.2
	度数	84	84
	標準偏差	0.6	0.8
公務員、教員	平均値	3.3	2.7
	度数	15	15
	標準偏差	0.8	1.1
民間企業・団体の経営者・役員	平均値	3.1	2.0
	度数	11	11
	標準偏差	0.5	0.7
民間企業・団体（従業員25人未満）の勤め人	平均値	3.0	2.2
	度数	47	47
	標準偏差	0.7	0.9
民間企業・団体（従業員100人未満）の勤め人	平均値	3.2	2.2
	度数	39	39
	標準偏差	0.6	0.8
民間企業・団体（従業員300人未満）の勤め人	平均値	2.9	2.4
	度数	30	30
	標準偏差	0.7	1.0
民間企業・団体（従業員300人以上）の勤め人	平均値	3.1	2.5
	度数	68	68
	標準偏差	0.6	0.8
非正規雇用従業員	平均値	3.2	2.6
	度数	95	97
	標準偏差	0.6	0.9
家事専業・無職	平均値	3.1	2.5
	度数	258	267
	標準偏差	0.6	0.9
全体	平均値	3.1	2.4
	度数	647	658
	標準偏差	0.6	0.9
F検定結果		—	p=.010 *

表 2-1-2～表 2-1-5 の結果より、次のような傾向を読み取ることができます。

排除が問題であるという意識については、性差では、男性よりも女性のほうが、年齢で

は低いほど問題であるという意識は高い傾向にあること、学歴は高いほうが問題であるという意識が高い傾向にあるが、職業による差はみられません。

体罰が問題であるという意識は、男性よりも女性のほうが問題であるという意識が高いこと、しかし、年齢による違いはみられないこと、学歴による有意差はみられないが、職業において、公務員・教員は、他の職業よりも幾分、意識が高いことがわかります。

ここで、「排除問題意識」と「体罰問題意識」との関連をみておきます。

表 2-1-6 排除問題意識と体罰問題意識との相関

		相関係数	
		排除問題意識	体罰問題意識
排除問題意識	Pearson の相関係数	1	.200**
	有意確率 (両側)		.000
	N	676	674
体罰問題意識	Pearson の相関係数	.200**	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	674	691

**：相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

表 2-1-6 より、人権意識として捉えることのできる「排除問題意識」と「体罰問題意識」との間に統計的に有意な関連のあることがわかります。ただ、相関係数は.200 であり、それほど大きい数値とはいえないことから、「排除問題意識」の高い人が自ずと「体罰問題意識」も高いとはいえない、と解釈できます。

【知見】

- 「排除問題意識」は、男性よりも女性のほうが、年齢では低いほど、学歴では高いほど意識が高い傾向がみられる。
- 「体罰問題意識」は、男性より女性のほうが高い傾向にあるが、年齢では差はみられない。学歴による差もみられないが、職業では公務員・教員に意識が高い傾向がみられる。

(2) 人権観、差別観を測る

問 4 では、「差別」についての 12 の考え方について賛否を問うています。すなわち、差別に反対し、人権を尊重する意識が高いかどうかを判断するための質問です。

そこで、人権観、差別観の尺度を作成するために、因子分析の手法を用いて、人権に関する多元的な意識を区分するとともに、それらの意識の程度を測る尺度を作成することになります。

これら 12 項目について因子分析を試みる前に、差別的な意識が強い選択肢ほど値の小さいコードを与え、差別意識が弱い選択肢ほど値の大きなコードを与えるように変換しておきます。例えば、「差別は人間として恥ずべき行為の一つだ」という項目は、元来の選択肢のコードを逆にして、「1 そう思わない」、「2 どちらかといえばそう思わない」、「3 わからない」、「4 どちらかといえばそう思う」、「5 そう思う」となります。

表 2-2-1 は、「主因子法」で「バリマックス回転」を行った結果を示しています。

表 2-2-1 人権観・差別観に関する因子分析結果

差別についての考え方	第1因子	第2因子	第3因子	
問4.3あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある*	0.602	0.021	0.256	
問4.5差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ*	0.584	0.090	0.083	
問4.11差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である*	0.565	0.132	-0.012	
問4.9差別される人の話をきちんと聴く必要がある*	0.498	0.132	0.053	
問4.7差別は法律で禁止する必要がある*	0.458	0.027	0.230	
問4.12差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	0.100	0.714	0.187	
問4.4差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	-0.035	0.657	0.059	
問4.10差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりが無い	0.324	0.461	0.250	
問4.6差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなることが多い	0.134	0.362	0.089	
問4.2差別は世の中に必要なこともある	0.118	0.262	0.542	
問4.1差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ*	0.349	0.045	0.460	
問4.8どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ	0.038	0.118	0.445	
	寄与率	14.6	11.8	7.8
	累積寄与率	14.6	26.4	34.2
	クロンバックの信頼性係数	0.650	0.653	0.512
	因子解釈:	人権推進	被差別	差別容認
		支持意識	責任否定	否定意識

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリックス法

注: 「*」を付している項目は、選択肢のコードを逆にし、人権意識が高くなるほど大きな値をとるように変換している。

すなわち、「そう思う」5、「どちらかといえばそう思う」4、「わからない」3、「どちらかといえばそう思わない」2、「そう思わない」1である。

第1因子は、「あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある*」、「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ*」、「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である*」、「差別される人の話をきちんと聴く必要がある*」、「差別は法律で禁止する必要がある*」の5項目が高い因子負荷量を示すことから、人権推進を積極的に支持する意識と解釈できることから、「**人権推進支持意識**」因子と名づけることにします。

第2因子は、「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」、「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」、「差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりが無い」、「差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなることが多い」の4項目が高い因子負荷量を示すことから、各項目の意味を逆にして、差別は被差別者に責任があるという意識を積極的に否定する「**被差別責任否定意識**」因子と名付けます。

第3因子は、「差別は世の中に必要なこともある」、「差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ*」、「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」の3項目が高い因子負荷量を示すことから、「差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ*」という、積極的に人権を尊重する項目に揃えて「**差別容認否定意識**」因子と名付けることにします。

次に、尺度を作成する上での「一次元性」を確認するために、「クロンバックの信頼性係数」を求めたところ、第1因子0.650、第2因子0.653、第3因子0.512と、いずれも十分に高いとはいえない結果になりましたが、今回はこのままで尺度を作成することにします。より精度の高い尺度作りは、次なる課題であることを書き留めておきます。

個々人の「人権推進支持意識度」、「被差別責任否定意識度」、「差別容認否定意識度」は、それぞれに強く反応する項目に対する回答の平均値とします。平均値は、3つの尺度とも1点～5点に分布することになります。回答者全体では、「人権推進支持意識度」平

均値 3.9、標準偏差 0.8、「被差別責任否定意識度」平均値 2.9、標準偏差 1.0、「差別容認否定意識度」平均値 3.4、標準偏差 0.9です。

これらの人権観、差別観について、回答者の基本的属性との関連をみておきます。

表 2-2-2 性別と人権観、差別観

性別		人権推進支持意識度	被差別責任否定意識度	差別容認否定意識度
男性	平均値	3.9	2.8	3.3
	度数	278	280	281
	標準偏差	0.9	0.9	1.0
女性	平均値	3.9	2.9	3.4
	度数	362	363	366
	標準偏差	0.8	1.0	0.8
全体	平均値	3.9	2.9	3.3
	度数	640	643	647
	標準偏差	0.8	1.0	0.9
F検定結果		—	—	—

表 2-2-3 年齢と人権観、差別観

年代		人権推進支持意識度	被差別責任否定意識度	差別容認否定意識度
20歳代	平均値	3.70	2.88	3.15
	度数	67	67	67
	標準偏差	.831	.986	.992
30歳代	平均値	3.85	3.15	3.27
	度数	135	136	135
	標準偏差	.735	.925	.844
40歳代	平均値	3.85	3.18	3.56
	度数	102	102	102
	標準偏差	.859	.982	.980
50歳代	平均値	3.90	3.03	3.42
	度数	95	97	96
	標準偏差	.766	.924	.845
60歳代	平均値	3.82	2.67	3.29
	度数	123	123	125
	標準偏差	.895	.954	.888
70歳代以上	平均値	4.11	2.46	3.33
	度数	118	118	122
	標準偏差	.778	.865	.846
全体	平均値	3.9	2.9	3.3
	度数	640	643	647
	標準偏差	0.8	1.0	0.9
F検定結果		p=.020 *	p=.000***	p=.050 *

表 2-2-4 学歴と人権観、差別観

学歴		人権推進支持意識度	被差別責任否定意識度	差別容認否定意識度
中学校	平均値	4.00	2.69	3.42
	度数	91	93	94
	標準偏差	.876	.871	.925
高等学校	平均値	3.85	2.79	3.33
	度数	261	264	265
	標準偏差	.862	.951	.913
短大・高等専門学校	平均値	3.82	3.06	3.29
	度数	143	141	143
	標準偏差	.746	.997	.885
大学、大学院	平均値	3.92	3.10	3.39
	度数	139	139	139
	標準偏差	.767	.970	.863
全体	平均値	3.9	2.9	3.3
	度数	634	637	641
	標準偏差	0.8	1.0	0.9
F検定結果		—	p=.000***	—

表 2-2-5 職業と人権観、差別観

職業		人権推進支持意識度	被差別責任否定意識度	差別容認否定意識度
自営業	平均値	3.70	2.71	3.28
	度数	78	81	81
	標準偏差	.824	.905	.954
公務員、教員	平均値	4.03	3.47	3.56
	度数	15	15	15
	標準偏差	1.055	1.343	.783
民間企業・団体の経営者・役員	平均値	3.45	2.81	3.64
	度数	12	12	11
	標準偏差	.870	.930	.960
民間企業・団体（従業員25人未満）の勤め人	平均値	3.66	2.95	3.36
	度数	42	43	43
	標準偏差	.847	.870	1.036
民間企業・団体（従業員100人未満）の勤め人	平均値	3.90	2.93	3.48
	度数	38	38	38
	標準偏差	.647	.840	.679
民間企業・団体（従業員300人未満）の勤め人	平均値	3.63	3.13	2.99
	度数	30	30	30
	標準偏差	.981	.960	1.041
民間企業・団体（従業員300人以上）の勤め人	平均値	3.81	2.97	3.30
	度数	67	67	67
	標準偏差	.717	1.004	1.085
非正規雇用の勤め人	平均値	4.02	3.07	3.41
	度数	97	98	97
	標準偏差	.741	.964	.813
家事専業・無職	平均値	3.98	2.81	3.34
	度数	258	256	262
	標準偏差	.832	.980	.837
全体	平均値	3.9	2.9	3.3
	度数	637	640	644
	標準偏差	0.8	1.0	0.9
F検定結果		p=.008 **	p=.042 *	—

「人権推進支持意識」、「被差別責任否定意識」、「差別容認否定意識」のいずれも性別とは関連しません。年齢とはいずれも関連が見られ、中年期において、これらの人権意

識は最も高い傾向がみられます。

学歴との関連では、「被差別責任否定意識」だけ、学歴が高くなるほど高くなる傾向がみられます。「同和問題の解決に向けた実態等調査（府民意識調査）」データを分析した佐藤裕の知見（佐藤 2002）や、近年、私に関わった「明石市人権意識調査 2010」の分析によって得られた知見と同様の知見が得られたこととなります（神原 2011）。

職業との関連では、「人権推進支持意識」および「被差別責任否定意識」と関連がみられますが、自営業、民間企業・団体役員などで、人権推進支持意識が低く、被差別責任を肯定する傾向がやや高いといえます。

これら3種の人権観の相互の関連についてもみておきます。

表 2-2-6 人権観、差別観の相互の関連

		相関係数		
		人権推進支持意識	被差別責任否定意識	差別容認否定意識
人権推進支持意識	Pearsonの相関係数	1	.248**	.330**
	有意確率(両側)		.000	.000
	N	668	659	665
被差別責任否定意識	Pearsonの相関係数	.248**	1	.379**
	有意確率(両側)	.000		.000
	N	659	670	667
差別容認否定意識	Pearsonの相関係数	.330**	.379**	1
	有意確率(両側)	.000	.000	
	N	665	667	675

**、相関係数は1%水準で有意(両側)です。

表 2-2-6 から、相互に比較的高い関連にあることがわかります。

【知見】

- 「人権推進支持意識」、「被差別責任否定意識」、「差別容認否定意識」のいずれも性別とは関連しないが、年齢との関連では、中年期において人権観は最も高い傾向がみられる。
- 「被差別責任否定意識」は、学歴が高いほど高い傾向にある。
- 職業と「人権推進支持意識」および「被差別責任否定意識」と関連し、自営業、民間企業・団体役員などで、人権推進支持意識が低く、被差別責任を肯定する傾向がみられる。
- 「人権推進支持意識」、「被差別責任否定意識」、「差別容認否定意識」相互に比較的高い関連がある。

(3) 結婚相手の条件

問5では、結婚相手を考える際に気になること(なったこと)について、14項目を挙げて、回答者自身の場合と子どもの場合との両方について問うています。これらの項目の中で、「人柄、性格」、「趣味や価値観」、「仕事に対する相手の理解と協力」、「家事や育児の能力や姿勢」以外の項目は、結婚相手を考える際に気になる(なった)人ほど差別意識が強いのではないかと考えられます。

気になること（なったこと）の特徴を捉えるために、ここでも因子分析を試みることにします。「主因子法」で「バリマックス回転」を行った分析結果が、表 2-3-1 です。

以下のいずれの因子も、回答者自身の場合、子どもの場合とも同様に高い「因子負荷量」を示しています。

表 2-3-1 結婚相手を考える際に気になることについての因子分析結果

結婚相手の気になること	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子	第7因子	第8因子
c6学歴	.740	.111	.085	.063	.062	.140	.117	.102
i6学歴	.642	.078	.072	.026	.071	.158	.102	.052
i8家柄	.504	.185	.087	.300	.064	.057	.092	.187
c8家柄	.488	.171	.075	.301	.083	.135	.070	.176
i14同和地区出身者かどうか	.142	.815	.011	.061	.151	.135	.158	.108
c14同和地区出身者かどうか	.156	.802	.028	.129	.174	.127	.161	.108
c10国籍・民族	.195	.490	.040	.478	.092	.048	.141	-.027
i10国籍・民族	.184	.477	.035	.454	.056	.019	.151	.013
c4家事や育児の能力や姿勢	.060	-.035	.692	.099	.061	.089	.062	.064
c3仕事に対する相手の理解と協力	.062	.070	.678	.041	.062	.174	.016	-.002
i4家事や育児の能力や姿勢	.066	-.005	.665	.100	.012	-.006	.066	.039
i3仕事に対する相手の理解と協力	.059	.045	.652	.017	.075	.111	.013	.025
c9離婚歴	.116	.082	.125	.615	.146	.209	.086	.115
i9離婚歴	.142	.091	.131	.590	.094	.154	.104	.126
3c12相手やその家族の宗教	.116	.138	.108	.154	.875	.101	.119	.081
i12相手やその家族の宗教	.100	.196	.120	.123	.780	.080	.059	.085
i5経済力	.106	.069	.138	.059	.078	.640	.081	.081
c5経済力	.090	.060	.133	.097	.036	.578	.051	.039
c7職業	.375	.101	.077	.216	.065	.513	.057	.038
i7職業	.441	.099	.061	.159	.046	.463	.045	.077
c11相手やその家族に障がい者の有無	.166	.177	.090	.210	.120	.146	.768	.122
i11相手やその家族に障がい者の有無	.179	.274	.095	.108	.077	.078	.715	.142
i13一人親家庭かどうか	.140	.065	.062	.047	.066	.040	.084	.705
c13一人親家庭かどうか	.144	.078	.040	.155	.070	.118	.107	.681
寄与率	8.7	8.7	8.2	6.6	6.4	6.3	5.5	4.8
累積寄与率	8.7	17.4	25.6	32.2	38.7	44.9	50.4	55.2
クロンバックの信頼性係数	0.769	0.832	0.780	0.753	0.875	0.728	0.816	0.690
因子解釈	階層排除	同和地区・ 国籍等排除	理解協力	離婚歴 排除	宗教 排除	経済力 排除	障がい 排除	ひとり親 家庭排除

因子抽出法：主因子法 回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

注：i本人の場合、c子どもの場合

第1因子は、「学歴」、「家柄」が高い「因子負荷量」を示していることから、「階層排除」因子と名付けます。

第2因子は、「同和地区出身者かどうか」、「国籍・民族」が高い「因子負荷量」を示しています。これらの項目は「同和地区・国籍等排除」因子と名付けることにします。

第3因子は、「家事や育児の能力や姿勢」、「仕事に対する相手の理解と協力」が高い「因子負荷量」を示しており、「理解協力」因子と解釈することができます。

第4因子は、「離婚歴」が高い「因子負荷量」となっていることから「離婚歴排除」因子と名付けることにします。

第5因子は、「相手やその家族の宗教」が高い「因子負荷量」を示しており、「宗教排除」因子と名付けます。

第6因子は、「職業」、「経済力」が高い「因子負荷量」を示していることから、「経済力排除」因子と名付けます。

第7因子は、「相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか」が高い「因子負荷量」を示していることから「障がい排除」因子と名付けます。

第8因子は、「一人親家庭かどうか」が高い「因子負荷量」を示していることから「ひとり親家庭排除」因子と名付けます。

尺度を作成するに当たり、「クロンバックの信頼性係数」を求めたところ、第8因子の数値がやや低いものの、総じて問題ないと判断し、8種の尺度を作成することにします。

なお、「理解協力」因子は、パートナーと対等な関係を築こうとする価値観の表れであって、「理解協力」の度合いが高くなるほど排除意識が高くなるのではなく、むしろ、平等意識の表れであると解釈されます。

第1因子～第8因子それぞれにおいて、高い「因子負荷量」を示している項目を用いて尺度を作成するに当たり、点数が高いほど排除意識が低く人権意識が高くなるように、「理解協力」因子以外については、「気になる」として選択した場合を1点、選択しない場合を2点とし、「理解協力」因子については、「気になる」2点、「選択なし」1点としてそれぞれ平均値を求めます。作成する8つの尺度を、「階層排除否定意識」尺度、「同和地区・国籍等排除否定意識」尺度、「理解協力意識」尺度、「離婚歴排除否定意識」尺度、「宗教排除否定意識」尺度、「経済力排除否定意識」尺度、「障がい排除否定意識」尺度、「ひとり親家庭排除否定意識」尺度と名付けます。

それぞれの尺度の統計量は、表2-3-2のとおりです。

表2-3-2 統計量

		統計量							
		階層排除否定	同和地区・国籍等排除否定	理解協力	離婚歴排除否定	宗教排除否定	経済力排除否定	障がい排除否定	ひとり親家庭排除否定
度数	有効	654	654	654	654	654	654	654	654
	欠損値	62	62	62	62	62	62	62	62
平均値		1.82	1.65	1.46	1.74	1.66	1.55	1.83	1.94
標準偏差		.292	.317	.384	.389	.444	.355	.340	.201

性別、年齢別との関連は、次のとおりです。

表2-3-3 性別と結婚相手の気になること

性別		階層排除否定	同和地区・国籍等排除否定	理解協力	離婚歴排除否定	宗教排除否定	経済力排除否定	障がい排除否定	ひとり親家庭排除否定
男性	平均値	1.9	1.6	1.5	1.8	1.7	1.7	1.8	1.9
	度数	271	271	271	271	271	271	271	271
	標準偏差	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
女性	平均値	1.8	1.7	1.5	1.7	1.6	1.5	1.8	1.9
	度数	356	356	356	356	356	356	356	356
	標準偏差	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.2
F検定結果		p=.023 *	—	—	—	p=.001 **	p=.000 ***	—	—

表 2-3-4 年齢と結婚相手の気になること

年齢		階層排除 否定	同和地区・国籍 等排除否定	理解協力	離婚歴 排除否定	宗教排除 否定	経済力 排除否定	障がい 排除否定	ひとり親 排除否定
20歳代	平均値	1.8	1.5	1.4	1.6	1.6	1.4	1.8	2.0
	度数	69	69	69	69	69	69	69	69
	標準偏差	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
30歳代	平均値	1.8	1.6	1.5	1.7	1.6	1.5	1.9	1.9
	度数	129	129	129	129	129	129	129	129
	標準偏差	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2
40歳代	平均値	1.8	1.7	1.5	1.8	1.7	1.6	1.9	1.9
	度数	99	99	99	99	99	99	99	99
	標準偏差	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2
50歳代	平均値	1.9	1.7	1.6	1.8	1.7	1.6	1.9	2.0
	度数	90	90	90	90	90	90	90	90
	標準偏差	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
60歳代	平均値	1.8	1.7	1.6	1.8	1.7	1.6	1.8	1.9
	度数	122	122	122	122	122	122	122	122
	標準偏差	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2
70歳代以上	平均値	1.8	1.6	1.5	1.7	1.7	1.6	1.7	1.9
	度数	118	118	118	118	118	118	118	118
	標準偏差	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
F検定結果	-	p=.004 **	p=.000***	p=.003 **	-	-	p=.011 *	-	-

表 2-3-3 から、男性よりも女性のほうが「階層排除否定意識」、「宗教排除否定意識」、「経済力排除否定意識」が低い傾向にあり、女性のほうが結婚相手の「階層」、「宗教」、「経済力」が気になる傾向が高いことがわかります。また、表 2-3-4 から、「同和地区・国籍等排除否定意識」と「離婚歴排除否定意識」は、若年層より中年層のほうが高く、中年層において、「同和地区・国籍等」、「離婚歴」が気になる傾向が低いことがわかります。年齢が低いほど「障がい」は気にならないという傾向がみられることは、障がい者差別意識が若年層ほど軽減される傾向にあるものと解釈できます。

なお、年齢が低いほど「理解協力」が気になるという傾向がみられることについては、「理解協力意識」の程度は、パートナーと対等な関係を築きたいという価値観の表れであると解釈できることから、この点については、若年層ほど結婚相手として「排除する」意識が高いとはみなせません。

【知見】

- 男性よりも女性のほうが、結婚相手を考える際に「階層」、「宗教」、「経済力」が気になる傾向にある。
- 「同和地区・国籍等」、「離婚歴」は、中年層において気になる傾向が低く、年齢が低いほど「障がい」は気になる傾向が低い。
- 年齢が低いほど「理解協力」が気になる傾向が高い。

(4) 忌避意識を測る

問 6 の 5 項目は、差別意識の一種である忌避意識の度合いを測定するために用意された項目です。これら 5 項目を別々に用いて分析するのではなく、組み合わせて忌避意識を測る一つの尺度を作りたいと思います。そこで、これまでの人権意識の尺度作りと同様に、因子分析の方法を用いて特性をみることにします。

表 2-4-1 は、これら 5 項目について、選択肢を「1 避けると思う」、「2 どちらかといえば避けると思う」、「3 わからない」、「4 どちらかといえば避けないと思う」、「5

まったく気にしない」と、忌避意識の強いものから弱いものへと並べ替えた上で、「主因子法」を用いて「バリマックス回転」を行って解析した結果を示しています。1因子に収斂する結果となりました。「**反忌避意識**」因子と名付けることができます。「因子負荷量」はいずれも大きく、また、「寄与率」も50.9%と高く、さらに、尺度を作成するに当たり、「一次元性」について「クロンバックの信頼性係数」を求めたところ、0.836と高い数値を示していることから、「一次元性」が高いものと解釈することができます。

そこで、これら5項目それぞれに対する回答を1～5点に得点化し、その平均値を回答者個々人の得点とします。平均値は3.0、標準偏差は1.1です。

なお、忌避意識イコール差別意識ということではなく、忌避意識は様々な差別意識の一種であることを押さえておきます（神原 2011）。

表 2-4-1 住宅を選ぶ際の条件の因子分析結果

住宅を選ぶ際の条件		第1因子
問6.2小学校区が同和地区と同じ区域になる		0.769
問6.1同和地区の地域内である		0.757
問6.3近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる		0.706
問6.4近隣に外国籍の住民が多く住んでいる		0.706
問6.5近くに精神科病院や障がい者施設がある		0.618
	寄与率	50.9
	クロンバックの信頼性係数 α	0.836
	因子解釈	忌避意識

因子抽出法：主因子法

次に、反忌避意識と回答者の基本的属性との関連をみることにします。

表 2-4-2 性別と反忌避意識

性別	平均値	度数	標準偏差
男性	3.0	279	1.2
女性	3.0	364	1.1
全体	3.0	643	1.1
F検定結果	—		

表 2-4-3 年代と反忌避意識

年代	平均値	度数	標準偏差
20歳代	3.0	70	1.1
30歳代	3.1	133	1.2
40歳代	3.0	101	1.1
50歳代	3.0	97	1.1
60歳代	3.0	121	1.2
70歳代以上	2.9	121	1.1
全体	3.0	643	1.1
F検定結果	—		

表 2-4-4 学歴と反忌避意識

学歴	平均値	度数	標準偏差
中学校	3.1	93	1.1
高等学校	3.1	259	1.1
短大・高等専門学校	3.0	145	1.1
大学、大学院	2.7	141	1.2
全体	3.0	638	1.1
F検定結果	p=.004 **		

表 2-4-5 職業と反忌避意識

職業	平均値	度数	標準偏差
自営業	2.9	86	1.2
公務員、教員	3.0	14	1.2
民間企業・団体の経営者・役員	3.0	12	1.1
民間企業・団体（従業員25人未満）の勤め人	3.0	41	1.1
民間企業・団体（従業員100人未満）の勤め人	2.9	40	1.1
民間企業・団体（従業員300人未満）の勤め人	2.8	29	1.2
民間企業・団体（従業員300人以上）の勤め人	2.8	68	1.2
非正規雇用の勤め人	3.2	92	1.2
家事専業・無職	3.0	257	1.1
全体	3.0	639	1.1
F検定結果	—		

反忌避意識は性別とも年齢とも関連はみられないこと、また、学歴との関連では、学歴が高いほど反忌避意識が低いこと、そして、職業との間には関連はみられないという結果となりました。

【知見】

- 反忌避意識は、性別とも年齢とも関連があるとはいえない。
- 学歴が高いほど反忌避意識は低い傾向にある。
- 反忌避意識は、職業とは関連がみられない。

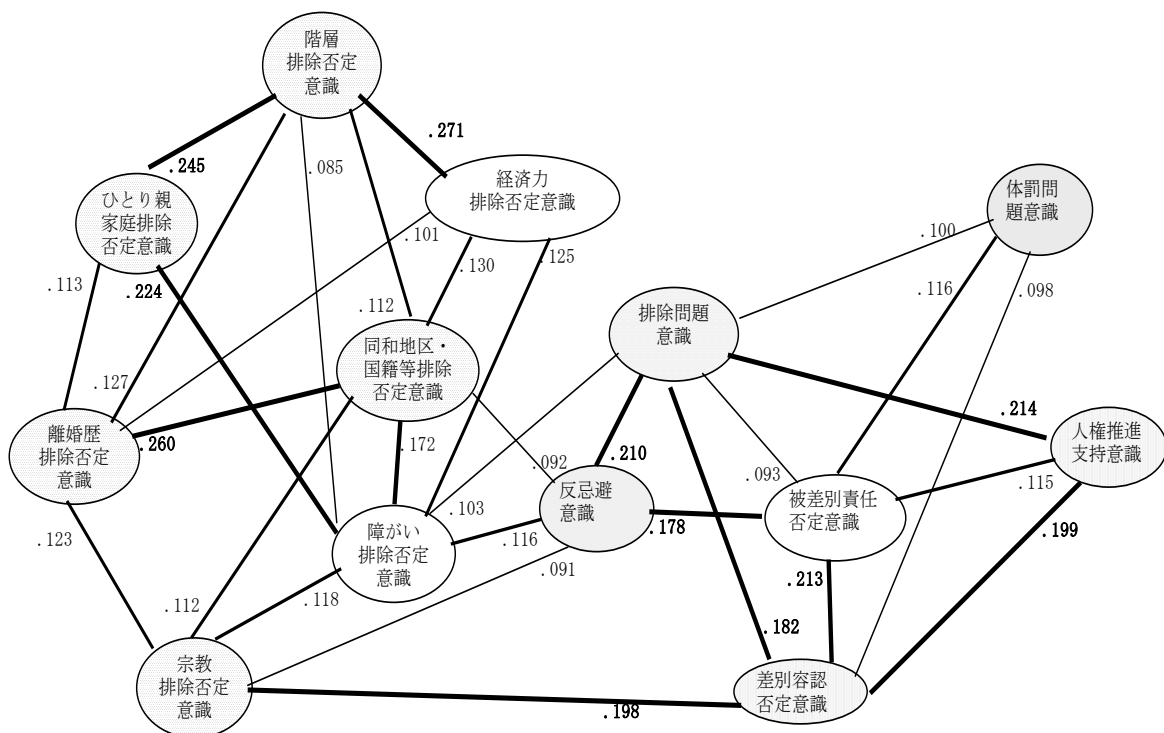
(5) 人権意識・差別意識相互の関連

これまで作成した「排除問題意識」、「体罰問題意識」、「人権推進支持意識」、「被差別責任否定意識」、「差別容認否定意識」、「階層排除否定意識」、「同和地区・国籍等排除否定意識」、「離婚歴排除否定意識」、「経済力排除否定意識」、「宗教排除否定意識」、「障がい排除否定意識」、「ひとり親家庭排除否定意識」および「反忌避意識」それぞれの尺度によって測定した個々人の得点相互の関連を検討することになります。

図 2-1 は、これら 13 変数相互の関連について、偏相関係数※を求めて図示したものです。

※ 他の変数の影響を排除して 2 変数間の直接の関連を示す数値です。

図2-1



注：図中の数値は、偏相関係数を示す
 2変数間の関連性について、以下の有意水準 p により実線の太さを変えている

———	p < .001	0.1%未満水準
———	.001 < p < .01	0.1%～1%水準
———	.01 < p < .05	1%～5%水準

 〓の数値が小さいほど、関連が高いと考えられます

偏相関係数とクラスター分析の結果から、次のような知見を得ることができます。

【知見】

- 「排除問題意識」、「人権推進支持意識」、「差別容認否定意識」の間に比較的強い関連があり、いずれかの意識が高いと、他の2種の意識も高い傾向にある。
- 「反忌避意識」は、「排除問題意識」、「被差別責任否定意識」と比較的強い関連があり、これらの意識が高いと「反忌避意識」が高い傾向にある。
- 「階層排除否定意識」、「同和地区・国籍等排除否定意識」、「離婚歴排除否定意識」、「経済力排除否定意識」は相互に関連が強く、「階層排除否定意識」は、「ひとり親家庭排除否定意識」とも関連が強く、また、「同和地区・国籍等排除否定意識」は「障がい排除否定意識」と関連が強いことから、これらは、「結婚排除否定意識」と解することができる。
- 「体罰問題意識」は、「被差別責任否定意識」、「排除問題意識」と関連するが、「人権推進支持意識」とは関連がみられない。
- 「人権推進支持意識」は、「反忌避意識」と関連がみられない。

以上の分析から、人権意識や差別意識相互の関連について、いくつか特徴的な傾向がみえてきました。

人権学習や人権啓発によって、「人権推進支持意識」が高くなると、「排除問題意識」、「差別容認否定意識」、「被差別責任否定意識」が高くなる傾向がみられます。しかし、「人権推進支持意識」が高くても、直接的には「反忌避意識」には影響がみられません。このことから、「人権推進支持意識」を高めるような学習や啓発と併せて、「反忌避意識」を高くする学習や啓発を行う必要のあることが示唆されます。

「差別容認否定意識」は、「被差別責任否定意識」、「排除問題意識」、「人権推進支持意識」と関連が高いことから、「いかなる差別も許すべきではない」「差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ」「差別は、みんなの努力で完全になくすことができる」といった「差別容認否定意識」を高める取組みに力を入れることが、「被差別責任否定意識」、「排除問題意識」、「人権推進支持意識」を高めることに効果があることが示唆されます。また、「排除問題意識」と「被差別責任否定意識」を高める取組みに力を注ぐことが、「反忌避意識」を高くする効果が期待できることがわかります。

しかし、これらの分析において強調しておきたいことは、「教師が子どもの指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること」、「保護者が子どものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること」という「体罰問題意識」は、「排除問題意識」、「差別容認否定意識」、「被差別責任否定意識」と弱い関連しかみられず、しかも、「人権推進支持意識」とは関連がみられないことです。すなわち、「排除問題意識」、「差別容認否定意識」、「被差別責任否定意識」、「人権推進支持意識」が高くなっても「体罰問題意識」が高くなる可能性は低いことから、「体罰問題意識」を高めるためには、独自の新たな学習や啓発の取組みが必要であることが示唆されます。

(6) 結婚排除意識の尺度づくり

上記の分析結果から、「階層排除否定意識」、「同和地区・国籍等排除否定意識」、「離婚歴排除否定意識」、「経済力排除否定意識」、「宗教排除否定意識」、「障がい排除否定意識」、「ひとり親家庭排除否定意識」をまとめ、一つの「結婚排除否定意識」尺度を作成しようと思います。

回答者自身の結婚相手を考える際に気になること（なったこと）について、因子分析の「寄与率」が高く、なおかつ「クロンバックの信頼性係数」が高くなるように、何度か因子分析を行った結果、表2-6のような結果を得ることができました。これらの項目を気にしない人ほど人権意識が高いと解釈できることから、「結婚排除否定意識」因子と名付けることができます。クロンバックの信頼性係数 $\alpha=0.733$ であり、これらの項目を用いて尺度を作成することは問題ないと判断できます。

表2-6 結婚相手を考える際に気になること 因子分析結果

結婚相手の条件	第1因子
問5i14同和地区出身者かどうか	0.628
問5i10国籍・民族	0.618
問5i11相手やその家族に障がい者の有無	0.586
問5i8家柄	0.559
問5i9離婚歴	0.500
問5i12相手やその家族の宗教	0.448
問5i6学歴	0.411
寄与率	29.3
クロンバックの信頼性係数 α	0.733
因子解釈	結婚排除否定意識

因子抽出法：主因子法

そこで、これら7項目それぞれについて、「気になる」として選択した場合を1点、選択しない場合を2点とし、各回答者の得点合計を「結婚排除否定意識度」とみなします。得点合計は7点～14点に分布し、平均点は12.4、標準偏差は1.7です。

「結婚排除否定意識度」が低いほど差別意識が高く、高いほど反差別意識が高いということになります。以下では、この尺度を用いることにします。

(7) 尺度の整理

次章以降での分析の前に、これまで作成した人権意識、差別意識を測定するための尺度を整理しておきます。これらの尺度は、いずれも完成版ではありません。今後、調査を重ねる中で、より精度の高い尺度を作成していくことが期待されます。

〈排除問題意識尺度〉 社会的『弱者』を排除することを問題視する意識の度合い

「問題あり」4点、「どちらかといえば問題あり」3点、「どちらかといえば問題なし」2点、「問題なし」1点の4件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・外国人であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否すること
- ・障がい者であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否すること
- ・ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ること
- ・結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと

- ・景気の悪化などを理由に、まず外国人労働者から解雇すること

〈体罰問題意識尺度〉 子どもへの体罰を問題視する意識の度合い

「問題あり」4点、「どちらかといえば問題あり」3点、「どちらかといえば問題なし」2点、「問題なし」1点の4件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・教師が子どもの指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること
- ・保護者が子どものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること

〈人権推進支持意識尺度〉 差別をなくすための取組みを支持する意識の度合い

「そう思う」5点、「どちらかといえばそう思う」4点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」1点、「わからない」3点の5件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある
- ・差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ
- ・差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である
- ・差別される人の話をきちんと聴く必要がある
- ・差別は法律で禁止する必要がある

〈被差別責任否定意識尺度〉 差別の責任は差別される側にもあるという考え方を否定する意識の度合い

「そう思う」1点、「どちらかといえばそう思う」2点、「どちらかといえばそう思わない」4点、「そう思わない」5点、「わからない」3点の5件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い
- ・差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ
- ・差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない
- ・差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなることが多い

〈差別容認否定意識尺度〉 差別を容認する考え方を否定する意識の度合い

「そう思う」5点、「どちらかといえばそう思う」4点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」1点、「わからない」3点の5件法。点数が高いほど人権意識が高い。（*は、点数を逆にする意）

- ・差別は世の中に必要なこともある*
- ・差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ
- ・どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ*

〈結婚排除否定意識尺度〉 結婚に際して出身地や国籍などが気になることを否定する意識の度合い

「気になる」として選択：1点、選択しない：2点の2件法。点数が高いほど人権意識が高い。

- ・ 同和地区出身者かどうか
- ・ 国籍・民族
- ・ 相手やその家族に障がいのある人いるかどうか
- ・ 家柄
- ・ 離婚歴
- ・ 相手やその家族の宗教
- ・ 学歴

〈反忌避意識尺度〉 住宅を選ぶ際に特定の物件を避けることを否定する意識の度合い

「避けると思う」1点、「どちらかといえば避けると思う」2点、「どちらかといえば避けないと思う」4点、「まったく気にしない」5点、「わからない」3点の5件法。点数が高いほど人権意識が高い。

(住宅が)

- ・ 同和地区の地域内である
- ・ 小学校区が同和地区と同じ区域になる
- ・ 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる
- ・ 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる
- ・ 近くに精神科病院や障がい者施設がある